

「コンテンツビジネス振興に係る課題」に対する意見

標記、課題に関して「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(2003年7月8日)」の「第4章 コンテンツビジネスの飛躍的拡大、2. 「知的創造サイクル」を意識したコンテンツの保護を行う (1) 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する 2. 権利の付与等により保護を強化する (ア) 書籍に関する貸与権」に関して当方の意見を申し上げます。

記

現在、コミックスを主として、小説、ビジネス書、児童書等も包括した出版物の大規模(資金、全国展開等)レンタル業者の出現が急テンポで進んでおり、著作権法の「貸与権」規定の創設時の貸しレコード店の出現に似た状況が出版界にも起こっています。つまり、レンタル業種の出現により、新刊ビジネス市場への影響が出ており、著作権者と出版社は、著作権法附則第4条の2を撤廃し、出版物にも「貸与権」を獲得するために動かざるを得ない状況です。実際に、これら権利者側は、「貸与権」の獲得、著作権法附則第4条の2の撤廃に向け関連15団体で団結し「貸与権連絡協議会」を設立しました。また、この協議会と関連業者等との合意に向け話し合いを進めており、集中管理機構「(仮称)貸与権管理センター」の具体案も検討中であります。

したがって、コンテンツビジネスの振興という面から、標記課題のア)の推進計画にも「関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ著作権法の改正案を国会に提出する」とあるように、実際に関係者間協議が整いつつありますので、2004年度中に推進計画を実行に移していただきたいと思っております。

著作権者は、書籍、雑誌へ本来あるべき「貸与権」が行使できないために大規模レンタル業者の貸与行為から正当な対価を受け取ることができず、出版物は新刊ビジネス市場への圧迫を受けています。

著作権法改正により、著作権者が正当な利益の還元を受けられるようになることは、もちろんですが、今では、著作権法附則第4条の2成立時(昭和59年)と比べ、にこの附則のできた背景である下記 ~ の条件にも大きく変化が起こっています。

貸本業による貸与が長い歴史を持ち、その間自由に行われていた。

貸本によって新刊書の販売に不利益な影響を与えるような実態が軽微であったこと。

仮に貸与権を与えても集中権利処理体制が未整備であること。

に関しては、すでに旧来の貸本屋の組合「全国貸本組合連合会」との話し合いにより「貸与権連絡協議会」との間に「貸与権」獲得に関する合意が形成されています。

に関しては、特にコンテンツビジネスの振興という面に係わる部分ですが、現在、定価の10分の1程度の低廉な貸出価格によるレンタル業者の出現(全国に250店舗以上で、大手レンタルビデオチェーンも参入増加中)により、新刊出版社は売上減少という問題に直面しています。

出版物のコンテンツビジネスを著作権者の代理として実際に手がけるのは、出版物の頒布や流通促進のほか、グッズ業界、映画業界など他業種との複合展開を行う出版社です。

権利者への利益が還元されない(「貸与権」が無いが故に許諾料を請求出来ない形)中でのレンタル業者の一方的な発達、上記のようにビジネスとしての出版を成り立たせなくするばかりでなく、コンテンツの創造者である有能な作家の発掘や育成を妨げる要因になり、「権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する」ことにならないのはもちろん、国際的な我が国のコンテンツビジネスの中核となるべきコミックスや文藝作家のコンテンツが枯渇し同関連業種が衰退していくことに直面することとなります。

このことは、すでに文化審議会著作権分科会、法制問題小委員会でも、私たちがかねてより指摘した出版物に「貸与権」の無い社会では、レンタル業者が発達することで、本来、有能なコンテンツを生み出しビジネスとして成立させる著作者と新刊出版社に「コンテンツビジネスの衰退」を及ぼす、という問題を当方の調査により、レンタル業者の発達によって衰退しつつある韓国のコミックスの実状をご報告することで証明し、同委の各委員からご賛同をいただいております。

また、上記の意見だけでなく、現在、実際に著作権者と共に前記の「貸与権連絡協議会」を中心として、利用者側の大手レンタル業者と話し合い、合意を取り交わす活動を進めております。すでに大手数社との「貸与権」獲得とそれに伴う許諾料の支払いに対する合意文書の調印を行い、さらに、に関連する集中処理機構(仮称:貸与権管理センター)の設立に向けた具体的な検討に入っており、本年中には正式発表出来る見込みです。

したがいまして、「コンテンツビジネス振興」という面から書籍等に関する「貸与権」の付与は是非とも必要であります。そのためにも、繰り返し述べますが、著作権法附則第4条の2の撤廃に向け、推進計画に沿った実現を切にお願いいたします。

以上

連絡先：日本雑誌協会（酒井）
TEL:3291-0775 FAX:3293-6239